

条例等立案表

題名

課 (室) 教育委員会 教職員課	担当者名 臼井 公仁	制定理由 学校教育法の一部が改正され、副校長その他の職が設置されたことによ り、関係訓令について所要の整理を行う必要がある。
電話番号 三一三三		
予算上の措置		あらまし
関係法令等 学校教育法等の一部を改正する法律 (平成十九年法律第九十六号)		一　学校教育法の一 かんがみ、次に掲げる訓令につ いて所要の整理を行 うこととした。
備　考		1　徳島県立学校処務規程
		2　職員の人事取扱規程
		二　この訓令は、平成二十年四月一日から施行することとした。

德島県教育委員会訓令第
二号

徳島県立学校処務規程及び職員の人事取扱規程の一
部を改正する訓令を次のように定め
る。

平成
年月
日

德島県教育委員会

徳島県立学校処務規程及び職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令

(徳島県立学校処務規程の一部改正)

第一条 徳島県立学校処務規程（昭和四十九年徳島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

時制・通信制の課程		中学校、高等学校の全日制の課程及び特別支援学校									
副校長が置かれていな い場合	副校長が置かれている場合	副校長が置かれている場合	副校長が置かれていな い場合	副校長が置かれていな い場合	教頭が二人以上置かれているとき	教頭が二人以上置かれているとき	教頭が置かれていないとき	教頭が置かれていないとき	教頭が置かれていないとき	教頭が置かれていないとき	教頭が置かれていないとき
全日程に副校長の課程に副校長が置かれていないとき	全日程に副校長の課程に副校長が置かれているとき	全日程に副校長の課程に副校長が置かれているとき	全日程に副校長の課程に副校長が置かれていないとき	全日程に副校長の課程に副校長が置かれていないとき	教頭が一人置かれているとき	教頭が二人以上置かれているとき	教頭が置かれていないとき	教頭が置かれていないとき	教頭が置かれていないとき	教頭が置かれていないとき	教頭が置かれていないとき
第一順位者として校長があらかじめ指定する副校長、又は教頭	右に同じ	定時制・通信制課程の副校長	教頭	第一順位者として校長があらかじめ指定する教頭	校長があらかじめ第一順位者として校長があらかじめ指定する教頭	校長があらかじめ第二順位者として校長があらかじめ指定する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭	校の部主事	校長があらかじめ第三順位者として校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭、教諭	校の部主事	校長があらかじめ第三順位者として校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭、教諭	校長があらかじめ第一順位者として校長があらかじめ指定する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭
第二順位者として校長があらかじめ指定する教頭	校長があらかじめ指定する教頭	校長があらかじめ指定する全日制課程の副校長、又は特別支援学校の部主事	校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭、教諭	校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭、教諭	校の部主事	校長があらかじめ第三順位者として校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭、教諭	校の部主事	校長があらかじめ第三順位者として校長があらかじめ指定する主幹教諭、指導教諭、教諭	校の部主事	校長があらかじめ第一順位者として校長があらかじめ指定する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭	校長があらかじめ第一順位者として校長があらかじめ指定する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭

い場合		が置かれて いるとき	が置かれて いないとき	指定する全日制課 程の副校長又は教 頭	指定する教頭
全日制の課 程に副校 長が置か れていた いとき	第一順位者	第二順位者	第一順位者	第二順位者	第一順位者
校長があらかじめ 指定する教頭	副校長があらかじめ 第一順位者として指 定する教頭	副校長があらかじめ 第二順位者として指 定する教頭、主幹教 諭、指導教諭、教諭 、又は特別支援学校 の部主事	副校長があらかじめ 第一順位者として指 定する教頭、主幹教 諭、指導教諭、教諭 、又は特別支援学校 の部主事	副校長があらかじめ 第一順位者として指 定する教頭	副校長があらかじめ 第一順位者として指 定する教頭
頭	頭	頭	頭	頭	頭

第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二 副校長が不在の場合は、緊急やむを得ないときに限り、次の表に掲げる区分に応じて第一順位者が代決し、第一順位者も不在のときは、第二順位者が代決する。

区分	教頭が置かれていたとき	教頭が置かれていないとき
第一順位者	副校長があらかじめ第一順位者として指定する教頭	副校長があらかじめ第一順位者として指定する教頭
第二順位者	副校長があらかじめ第二順位者として指定する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、又は特別支援学校の部主事	副校長があらかじめ第二順位者として指定する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、又は特別支援学校の部主事

別表中「副校长、教頭及び特別支援学校の各部主事」の事項を次のように改める。

副校长（本校）

一 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第二条第三項に規定す

る教育職員に係る次の事項に関すること。

時間外勤務を命ずること。

休暇を承認すること。ただし、週休日を除き引き続き六日を超えるものを除く。

出張を命ずること（県内出張に係るものに限る。）

勤務時間の割振りを行うこと。

日直及び宿直を命ずること。

二次に掲げる事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。

各教科及び総合的な学習の時間の指導

各教科及び総合的な学習の時間以外の教育活動

生徒の生活指導

生徒の保健安全

教務関係の文書等の処理

その他教務に関する事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。

三 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第二条第三項に規定する教育職員に係る次の事項に関すること。

時間外勤務を命ずること。

休暇を承認すること。ただし、週休日を除き引き続き六日を超えるものを除く。

出張を命ずること（県内出張に係るものに限る。）

時間外勤務を命ずること。

副校长（分校）

一 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第二条第三項に規定す

る教育職員に係る次の事項に関すること。

4 勤務時間の割振りを行うこと。
5 日直及び宿直を命ずること。

11 次に掲げる軽易かつ定例的なものを処理すること。

1 各教科及び総合的な学習の時間の指導

2 各教科及び総合的な学習の時間以外の教育活動

3 生徒の生活指導

4 生徒の保健安全

5 生徒の進学、就職指導

6 指導要録の整理

7 教育課程の編成の資料の収集

8 通知、照会、回答、報告等

9 各種資料、統計等の作成、収集、配布

10 その他教務関係の文書等の処理

11 その他教務に関する事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。

教頭及び特別支援学校の各部主事

1 次に掲げる事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。

2 各教科及び総合的な学習の時間以外の教育活動

3 生徒の生活指導

4 生徒の保健安全

5 教務関係の文書等の処理

11 その他教務に関する事項に係る軽易かつ定例的なものを処理すること。

(職員の人事取扱規程の一部改正)

第二条 職員の人事取扱規程（昭和五十一年教育委員会訓令第一号）の一部を次のよう

に改正する。

別表の1の項(4)ロ中「教頭」や「副校長」に、「命ずる」や「補する」に改め、同
(4)ニ中「(養護教諭)」や「(主幹教諭、指導教諭、養護教諭)」に改め、同項(5)ロ中「
教頭」を「副校長」と、「を命ずる」や「に補する」に改め、同(5)リ中「(養護教諭)
」を「(主幹教諭、指導教諭、養護教諭)」に改め、同表の2の項(3)ロ中「教員」や「
教頭」と、「教頭」や「副校長」と、「を命ずる」を「に補する」に改め、同項(3)リ
中「(養護教諭)」や「(主幹教諭、指導教諭、養護教諭)」に改め、同項(4)ロ中「教員」
や「教頭」と、「教頭」や「副校長」と、「を命ずる」や「に補する」に改め、同表の
10の項(3)ロ中「命ずる」や「補する」に改め、同(3)長中「(養護教諭)」や「(主幹
教諭、指導教諭、養護教諭)」に改め、同(4)ロ中「教頭に任命する」や「副校長に
任命する」と、「を命ずる」や「に補する」に改め、同(4)リ中「(養護教諭)」や「
(主幹教諭、指導教諭、養護教諭)」に改め、同(4)ロ中「を命ずる」や「に補する」に
改め、同(4)リ中「(養護教諭)」や「(主幹教諭、指導教諭、養護教諭)」に改め、別表
の20の項(3)ヘ中「(教頭、教諭、養護教諭)」や「(教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、
養護教諭)」に改め、同(3)ロ中「を命ずる」や「に補する」に改め、同項(4)ヘ中「
(教頭、教諭、養護教諭)」や「(教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭)」に改め、同(4)
ロ中「を命ずる」や「に補する」に改め。

以上の訓令は、平成二十年四月一日から施行する。